

【国際研修・共同研究】

第60回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官

鈴木 一子

第1 研修の目的等について

1 研修日程等

法務総合研究所国際協力部は、2018年6月18日（月）から同月30日（土）まで（移動日を含む。）、グエン・トゥイ・ヒエン（Nguyen Thuy Hien）最高人民裁判所副長官を団長とする研修員10名¹を対象に、第60回ベトナム法整備支援研修を実施した。

本研修は、2015年4月開始の「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」の一環として、カウンターパートの一つである最高人民裁判所を対象として実施されたものである。

2 研修の背景及び目的

- (1) 最高人民裁判所は、2017年10月3日、「人民裁判所の和解²の強化」に関する指令を発出した上、2018年1月22日、「ハイフォンにおける民事行政紛争解決の調停³、協議改革、強化のためのパイロット」に関する計画を発出した。

当該計画に基づき、同年3月から、ハイフォン市人民裁判所並びに同市内にある9つの区及び郡の裁判所（以下、これらを「パイロット庁」という。）に「和解・対話センター」が設置され、パイロット庁における調停（以下「パイロット調停」という。）が試験的に開始された。パイロット調停の導入の目的は裁判所（裁判官）の負担軽減という面が大きいようである。

パイロット調停は同年9月まで行われる予定である。最高人民裁判所は、同月、6か月にわたるパイロット調停の結果を総括及び評価した上、調停制度に関する提案書を作成し、共産党中央司法改革指導委員会に提出する予定である。

- (2) パイロット調停の概略⁴

和解・対話センターはパイロット庁内に設置されているものの、パイロット調停自体は、日本における調停や裁判上の和解と異なって、事件を担当する裁判官が調停を進行するわけではない（したがって、日本でいえば裁判外の和解という位置付けになると思われる。ただし、調停を進行する者（日本でいえば調停委員。以下「調停人」という。）の選任を裁判所が行うなど、裁判所の間接的関与が認められる。）。

¹ 研修員は、別紙1（名簿）のとおり。

² 原語は「hòa giải」であり、2015年民事訴訟法における「和解」の原語と同一である。ここでは「和解」という訳語を用いる。

³ 注2と同様、原語は「hòa giải」であり、ベトナムでは日本でいう和解と調停が同じ単語で表現されているようであるが、その内容からここでは「調停」という訳語を用いる。

⁴ 最高人民裁判所発出の2018年3月9日付け No.48/TANDTC-PC（公文書48号）参照。

パイロット調停の対象は、民事事件、営業事件、商事事件、婚姻及び家族事件並びに行政事件である。これらの紛争について訴えが提起された場合、パイロット庁においては原則として事件を訴訟として受理せずに和解・対話センターに移送し、同センターにおいて調停を実施する（裁判所が職権で調停に付すのではなく、強制的に調停に付される。また、訴訟ではなく調停を直接申し立てることはできない。）。

調停を実施するのは原則として20日間（最長で2か月間）であり、この期間内に調停が成立しなかった場合、事件を再び裁判所に移送し、訴訟として進行する。調停が成立した場合、日本と異なって、調停条項を調書に記載しただけでは執行力は付与されない。当事者が債務名義を得たい場合、調停成立後、裁判所に裁判所外の和解結果承認決定を求める申立てをする必要がある。

調停人は、元裁判官、元検察官、元捜査官や弁護士等から任命される。日本と異なって、複数人で調停委員会を構成するのではなく、1つの事件を担当する調停人は1人である。調停人には月額300万ドンのほか、調停が成立した場合に1件につき50万ドンが支給される。

- (3) 本研修は、ベトナム最高人民裁判所が調停制度を導入するに当たり、制度設計や人材育成の参考になるように、日本の和解及び調停制度に関する知見を提供するため実施された。

第2 研修内容⁵について

1 講義

(1) 裁判と和解・調停

村上敬一氏（元東京高裁部総括判事，元同志社大学法科大学院教授）及び草野芳郎弁護士（元広島高裁部総括判事，元学習院大学法学部・法科大学院教授）から、日本とベトナムの制度を比較しながら、日本における和解、調停及び判決等について講義を受けた。研修員は当初、用語を含め日本の制度の全体像を掴むのに苦労しているようであったが、熱心に受講していた。今後の研修の道標になる講義であった。

(2) 裁判上の和解の理論と実務

草野芳郎弁護士から、実践的な和解の方法（和解技術論）等について講義を受けた。草野先生が編み出した当事者双方の希望する和解金額に差がある場合に和解が成立しやすい金額を算出する数式の説明は非常に興味深かった（研修員の一部は $\sqrt{\quad}$ を使った数式の理解に苦労していた。）。

(3) 調停制度とその運用

稲田龍樹弁護士（元東京高裁部総括判事，元学習院大学法科大学院教授）から、調停制度は江戸時代に沿革があるといった歴史を始め、民事調停及び家事調停全般

⁵ 研修日程は、別紙2（日程表）のとおり。

について講義を受けた。研修員は徐々に前日に講義を受けた和解との比較ができるようになっていた。



【講義中の村上講師と草野講師】



【稲田講師の講義風景】

(4) 調停の沿革及び調停の国際比較

川嶋四郎同志社大学法学部・大学院法学研究科教授から、裁判外 ADR や調停（労働審判含む。）等について講義を受けた。研修員は和解及び調停の他に様々な紛争解決手段があることや調停の利点や欠点等について学んだ。合意型紛争解決を通じて社会を動かした事例（森永ヒ素ミルク訴訟）に感心した研修員が多かったようである。

(5) アジアの調停及び調停の実際

稲葉一人中京大学法科大学院教授から、メディエーション・トレーニング（調停人の養成プログラム）の方法を、研修員が実際に一部を体験しながら教えを受けた。研修員は調停人の養成に強い関心を持っており、実践的な内容を楽しみながら学んでいた。



【川嶋講師とメモをとる研修員】



【ロールプレイ中の稲葉講師と鎌田専門家】

3 訪問

(1) 法務大臣表敬

上川陽子法務大臣を表敬した。

(2) 東京簡易裁判所（墨田庁舎）

民事調停事件を扱っている東京簡裁墨田庁舎を訪問した。概要説明を受けたほか、民事調停の進行を再現した簡裁判事の研さん用 DVD を視聴した上、調停室や受付

等の施設を見学した。研修員はこれまでの講義及び当該訪問によって調停に対する理解を深めており、「調停に代わる決定」（民事調停法17条）という単語も習得していて驚いた。

(3) 東京家庭裁判所

具体的な事件の例を挙げながら家事調停について説明を受けたほか、調停室等を見学した。研修員は家庭裁判所調査官に強い関心を持っていた。また、研修員は、親と子どもの面会交流の様子をモニターで観察できる児童室があることや調停室の数の多さに驚いていた。

(4) 最高裁判所

戸倉三郎最高裁判事を表敬した上、民事局及び家庭局から調停委員の採用等について説明を受けた。

(5) JICA理事表敬

前田秀理事を表敬した。

4 意見交換

研修員からパイロット調停の現状等について報告がされ、遠藤賢治弁護士（早稲田大学名誉教授、元京都家裁所長）と研修員との間で意見交換が行われた。

研修員の報告によると、2018年5月18日までにパイロット庁に1077通の訴状が提出された（内訳：民事紛争121通、家事紛争802通、経営や商事関係の紛争90通、労働紛争7通、行政訴訟57通）。このうち、調停を実施したのは893件であり、調停が成立したのは600件であった（調停成立率67.2パーセント⁶）。

研修員からは、ベトナムにおいては裁判官の定員削減が命じられているが事件数は増加していることから裁判所の負担軽減のために調停制度の導入が重要であること、今後、パイロット調停の成果が順調であれば調停を行う庁を増加させることや、調停法の制定を目指すこと（現在は調停の根拠法はない。）、裁判所学院⁷の教育課程において和解や調停のカリキュラムを入れることを検討していることなどが説明された。

意見交換を通じて、パイロット調停には特に次のような問題があることが浮かび上がった。

- ・ 調停が成立しても裁判所から承認決定を得なければ執行力が生じないため、当事者が承認決定を申し立てずに調停条項で定められた義務が不履行になった場合、再び訴えを提起する必要がある、迂遠である。
- ・ 調停をしたい者もまず訴えを提起しなければならない（直接、調停を申し立てることはできない。）上、パイロット庁に提起された訴えは、調停に付す申し立てがなくとも和解・対話センターに移送される。そのため、パイロット庁においては、当事者

⁶ 例えば、東京簡裁の平成29年度の民事調停事件の成立率は33.7パーセント。例えば、日本全国の平成28年度の婚姻関係事件（夫婦関係調整、婚姻費用分担、財産分与、年金分割等）の成立率は54.3パーセント。パイロット調停の成立率は、日本と比較してかなり高いといえる。

⁷ 裁判所の研修施設。裁判官を養成するコースのほか、大学の法学部課程もあり、当該法学部を卒業した者の多くが裁判所職員になるようである。

に調停をする気がない場合でも、当事者が2回程度、調停期日を欠席してはじめて事件を再び裁判所に移送し訴訟として進行するという運用がされており、迂遠である。

- ・ 予算の確保（日本と異なり調停人は常勤とされ月給が支給されるから人件費も相応に高くなる。）
- ・ 調停人の確保と育成の方法（意見交換の日現在、調停人に任命されているのは58人のみである。）



【遠藤講師】

第3 所感と御礼

本研修は、パイロット調停の試行期間に行われたものであって、研修員はいずれの講義や訪問先においても活発に質問するなど熱心な姿が印象的であった。

本研修の最終日に、団長であるグエン・トゥイ・ヒエン最高人民裁判所副長官から、今後、調停及び和解に関する支援を優先的に行ってほしい旨の提案があったことから、本研修が研修員にとって有意義なものであったことがうかがわれる。

今後、調停を本格的に導入していくための制度づくりの重要性はもちろんだが、パイロット庁の調停成立率の高さの要因や実際の調停の進行方法、調停条項の分析（当事者の利益に適ったものになっているか。）等の個別の事件に対する分析も進めていくべきであろう。それが調停の質の向上につながる。また、具体的事例の集積をした上で判決や訴訟上の和解との制度的な相違点についての学問的分析も期待したい（高レベルの期待か。）。

個人的には、当部に異動して来て初めて担当した本邦研修であったが、研修の内容を吸収して具体的にベトナムの制度を作っていこうとする研修員の意欲を実感でき、研修の醍醐味を味わえた（研修員は調停に代わる決定を大変気に入っていたので、このような制度は実際にベトナムに導入されると予想する。）。

このような素晴らしい機会を頂いたことに感謝します。また、充実した研修ができたことは本研修に関わった全ての方のお陰です。心から御礼申し上げます。

第60回ベトナム法整備支援研修

1	グエン・トウイ・ヒエン
	Ms. Nguyen Thuy Hien
	最高人民裁判所副長官
2	グエン・タイン・マン
	Mr. Nguyen Thanh Man
	裁判所学院副校長
3	グエン・バン・ヴ
	Mr. Nguyen Van Vu
	最高人民裁判所監督検査Ⅲ局(労働、家庭・未成年者監督検査局)副局長
4	グエン・ティエン・マイン
	Mr. Nguyen Tien Manh
	最高人民裁判所監督検査Ⅱ局(民事、経営、商業)副局長
5	ホアン・ティ・トウイ・ビン
	Ms. Hoang Thi Thuy Vinh
	最高人民裁判所法制及び科学管理局副局長
6	チャン・ティ・トウ・ハン
	Ms. Tran Thi Thu Hang
	中央司法改革指導委員会事務所、委員会Ⅰ副長
7	ウン・ティ・スアン・フオン
	Ms. Ung Thi Xuan Huong
	ホーチミン市人民裁判所長官
8	グエン・ティ・マイ
	Ms. Nguyen Thi Mai
	ハイフォン市人民裁判所長官
9	ホアン・ディン・トアン
	Mr. Hoang Dinh Toan
	バックカン省人民裁判所長官
10	ファム・トウ・ハン
	Ms. Pham Thu Hang
	最高人民裁判所国際協力局専門員

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 梅本 友美(UMEMOTO Yumi), Professor 鈴木 一子(SUZUKI Ichiko)

国際協力専門官 / Administrative Officer 遠藤 裕貴(ENDO Yuki), Administrative Officer 執行 優里(SHIGYO Yuri)

第60回ベトナム法整備支援研修日程表

【担当教官 梅本友美, 鈴木一子 担当専門官 遠藤裕貴, 執行優里】

月日	10:00	12:30	14:00	17:00	備考
6/18	入国				
6/19	JICAブリーフィング	TIC	14:00 ICDオリエンテーション 14:45-15:00 【講義】 裁判と和解・調停 村上敬一(元東京高裁部総括判事) 草野芳郎(矢吹法律事務所弁護士)	TIC	
6/20	【講義】 裁判上の和解の理論と実務 草野芳郎(矢吹法律事務所弁護士)	TIC	14:00 【講義】 裁判上の和解の理論と実務 草野芳郎(矢吹法律事務所弁護士)	17:00-17:45 大臣表敬	18:15 法務省
6/21	【講義】 調停制度とその運用 稲田龍樹(虎ノ門法律経済事務所弁護士)	TIC	【講義】 調停制度とその運用 稲田龍樹(虎ノ門法律経済事務所弁護士)		TIC
6/22	10:45 【訪問】 東京簡易裁判所(墨田庁舎)	12:00	14:00 【訪問】 東京簡易裁判所(墨田庁舎)	16:45	
6/23					
6/24					
6/25	10:00 【訪問】 東京家庭裁判所	12:30 所長主催意見交換会 写真撮影	移動	15:30 JICAオリエンテーション	16:30 IJC
6/26	【講義】 調停の沿革 川崎四郎(同志社大学法学部・大学院法学研究科教授)	IJC	【講義】 調停の国際比較 川崎四郎(同志社大学法学部・大学院法学研究科教授)	IJC	
6/27	【研修員発表・意見交換】 パイロット調停の進捗状況 遠藤賢治(早稲田リーガルcommons法律事務所弁護士, 早稲田大学名誉教授)	TIC	14:30 【訪問】 最高裁判所	17:00 JICA表敬	17:45 JICA本部
6/28	【講義】 アジアの調停 稲葉一人(中京大学法科大学院教授)	IJC	【講義・演習】 調停の実際 稲葉一人(中京大学法科大学院教授)	IJC	
6/29	総括質疑・意見交換 遠藤賢治(早稲田リーガルcommons法律事務所弁護士, 早稲田大学名誉教授) 国際協力部教官	IJC	14:00 評価会・修了式 JICA担当者	14:45 移動	IJC
6/30	出国				